

日本消防検定協会における災害時事業継続計画の概要

平成27年3月1日

第1 目的

首都圏直下地震を始め、関西においては南海トラフ巨大地震や上町断層系及び生駒断層系等の地震によって、日本消防検定協会（以下「協会」という。）の東京本所、大阪支所及び虎ノ門事務所は、震度5強から震度7までの地震を被り甚大な被害が予想されます。また、最近の台風や集中豪雨による被害の拡大傾向からは、水害や落雷による施設への浸水や長期の停電によって業務への支障が生じるおそれがあります。

地震等の災害は国内全ての地域に一律に及ぶものではなく、多くの事業所においては日常の業務は継続されているという前提に立つと、検定業務や受託評価業務など中立・公平な機関として公的な業務を行っている協会として、協会の事情によって防災関連の工事・機器の供給を長期間停止させてしまうようなことはできません。

これらの災害時に業務を早期に復旧し継続することを目的として、日本消防検定協会災害時事業継続計画（以下「事業継続計画」という。）を策定しました。

第2 基本方針

災害発生時には、協会来訪者及び役職員の安全確保を最優先として、さらに、協会の業務に関しては、協会の主要な業務である検定業務及び受託評価業務について申請者等への影響を最小限にとどめることを最優先とし、型式適合検定及び型式適合評価に係る業務については1週間以内を目途に、型式試験及び型式評価に係る業務については3ヶ月以内を目途に、早期の再開を目標としています。

その他の業務については、上記の目標達成に支障とならない範囲で優先度を勘案し、短期間での業務再開を図ることとしています。

目標達成のため試験設備及び機器等の耐震性の強化、安全確保・確認に必要なシステムの導入等に努め業務環境の確保を図るとともに、災害発生時の対応を円滑に実施するための組織体制を構築します。

第3 想定する災害

想定する災害の種類は、地震、浸水及び停電として、現在のところ、その他の新型インフルエンザ、テロ等の災害は今後の課題としています。

また、地震の規模としては、東京本所で震度6弱、大阪支所で震度7、虎ノ門事務所では震度6強を想定しています。

浸水に関しては、東京本所は大きな浸水は無いとし、大阪支所及び虎ノ門事務所には集中豪雨等で一定の浸水があるものと想定しています。

停電に関しては、6時間以上の継続停電があった場合を想定しています。

第4 災害時の対応

災害時の組織体制を構築するため災害対策本部を設置します。また、災害対策本部の設置に至らないような事象に対しては、情報連絡室を設置することとしています。

災害対策本部の構成と主な役割は、下表のとおりです。

災害対策本部の構成と主な役割

災害対策本部 本部長：理事長 事務局長：総務部長 本部員：部課長等以上		災害対策本部の統括
各班の区分と事務分担	事務局・庶務班	安否確認、負傷者等の救急・救助、要員配置計画の作成、広報、飲料水・食料の確保、帰宅困難者の対応など
	情報連絡班	災害情報の入手、申請者等への対応、関係機関との連絡調整など
	被害調査班	建物・試験設備等の被害確認、検定申請システムの復旧、自家発電設備の作動確認など
	業務復旧第1班	型式適合検定再開、型式試験再開など
	業務復旧第2班	型式適合検定再開、型式試験再開など
	大阪支所班	建物等の被害確認、型式適合検定再開など
	虎ノ門事務所班	建物等の被害確認、特殊消防用設備等の性能評価等再開など

第5 日本消防検定協会防災会議

災害時の被害を軽減し、事業継続計画の円滑な遂行を図るため、日本消防検定協会防災会議（以下「防災会議」という。）を設置します。

この会議は定期的開催し、事業継続計画の円滑な遂行のため、計画の見直し、教育・訓練・点検に係る計画及び実施、業務環境の整備の促進及び維持等について検討します。

第6 事業継続のための事前の予防措置

業務再開目標達成のため、事前の予防措置として、次のとおり業務環境の確保を図ります。

- ・ 型式試験及び型式評価等の試験設備及び機器等の耐震強化
- ・ 停電時の電力確保のため自家発電設備等を設置し、非常電源を確保
- ・ 地震時、型式試験又は型式評価等を行っている職員の安全確保ため、緊急地震速報システムを導入
- ・ 災害時、役職員の安否を確認して業務環境を整えるため、安否確認システムの

導入

- ・ 建物への浸水を防止するための必要な措置

また、事前の対応として重要なデータのバックアップ、非常用飲料水、食料等の備蓄、試験設備及び機器等の耐震措置等の点検、各種マニュアルの作成等に努めます。

第7 教育・訓練

事業継続計画及び関連する各種マニュアル等の役職員への周知を図ると共に、訓練については、毎年防災会議で実施すべき訓練の種別、実施方法など計画を定め実施します。

第8 計画の見直し

事前の予防措置で実施する重要データのバックアップ、非常用飲料水・食料等の備蓄、試験設備及び機器等の耐震措置等の点検並びに訓練等の結果を踏まえ、事業継続計画全般にわたる見直しを実施します。

また、見直しにあたっては、関係区市の地域防災計画、最新の災害想定にかかる知見等を踏まえたものとしします。